

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	対象経費の内容	補助率
県産和牛肉等 給食食材納入事業 （県産の和牛肉、 豚肉、鶏肉、地鶏 肉を学校給食用食 材として提供する 事業）	役務費	給食食材の配送費その他食材の調達又は供給に必要な費用	定額
	委託料	給食食材の加工に必要な委託料	
	需用費	給食食材の購入に要する費用	
県産養殖魚 給食食材納入事業 （県産の養殖魚を 学校給食用食材と して提供する事業）	役務費	給食食材の配送費その他食材の調達又は供給に必要な費用	定額
	委託料	給食食材の加工に必要な委託料	
	需用費	給食食材の購入に要する費用	

※給食食材の対象となる品目に関する諸条件

（県産和牛肉）

- ・給食食材の対象品目は、県産の和牛肉とする。kg 当たりの対象経費は、10,000 円/kg を上限とする。
- ・学校給食への和牛肉の提供については1人当たり 80g を上限とする。

（県産豚肉）

- ・給食食材の対象品目は、県産の豚肉とする。kg 当たりの対象経費は、2,020 円/kg を上限とする。
- ・学校給食への豚肉の提供については、1人当たり 80g を上限とする。

（県産鶏肉）

- ・給食食材の対象品目は、県産の鶏肉とする。kg 当たりの対象経費は、1,650 円/kg を上限とする。
- ・学校給食への鶏肉の提供については1人当たり 80g を上限とする。

（県産地鶏肉）

- ・給食食材の対象品目は、県産の地鶏肉（土佐はちきん地鶏）とする。kg 当たりの対象経費は、2,960 円/kg を上限とする。
- ・学校給食への地鶏肉の提供については1人当たり 80g を上限とする。

（県産養殖魚）

- ・給食食材の対象品目は、県内で生産される養殖のカンパチ、マダイとする。
- ・給食食材は県内の漁業協同組合から出荷されたものを使用すること。
- ・kg 当たりの対象経費は、カンパチ 7,212 円/kg、マダイ 6,935 円/kg を上限とする。
- ・学校給食への水産物の提供については、1人当たり 100g を上限とする。